

令和5年9月11日

武蔵野市長 松下 玲子 殿

武蔵野市環境浄化審議会  
会長 室井 敬司

勧誘行為等適正化特定地区の指定について（答申）

令和5年8月25日付け5武防安第78号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 勧誘行為等適正化特定地区として指定すべき区域

令和5年6月20日の本審議会における視察、令和5年7月27日及び30日の市民意見交換会並びに吉祥寺活性化協議会商店会長会等における意見を参考に審議した結果、武蔵野市つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例（平成14年7月2日条例第27号。以下「条例」という。）第6条に規定する勧誘行為等適正化特定地区として指定すべき区域は別図のとおりとする。

2 理由

禁止行為及び迷惑な路上宣伝行為等に至るおそれのある行為が他の地域と比較して多く認められる区域及びその周辺区域を含むため。また、地区指定は、範囲を理解しやすいようにするため、道路境界線及びその延長線を基準とすることを原則とし、かつ、図面で示すことが適当である。

3 その他

- (1) 条例第3条の規定のとおり、禁止行為は市内全域が対象であるため、勧誘行為等適正化特定地区のみが禁止区域であるとの誤った認識がなされないよう、周知を行う必要がある。
- (2) 勧誘行為等適正化特定地区の区域外についても状況を注視し、必要に応じて区域の見直しを行う必要がある。
- (3) 禁止行為を確認した場合における指導、警告、勧告及び公表を適切に実施していく必要がある。

### 勧誘行為等適正化特定地区

□ …現在の勧誘行為等適正化特定地区      ■ …新たに指定する勧誘行為等適正化特定地区

